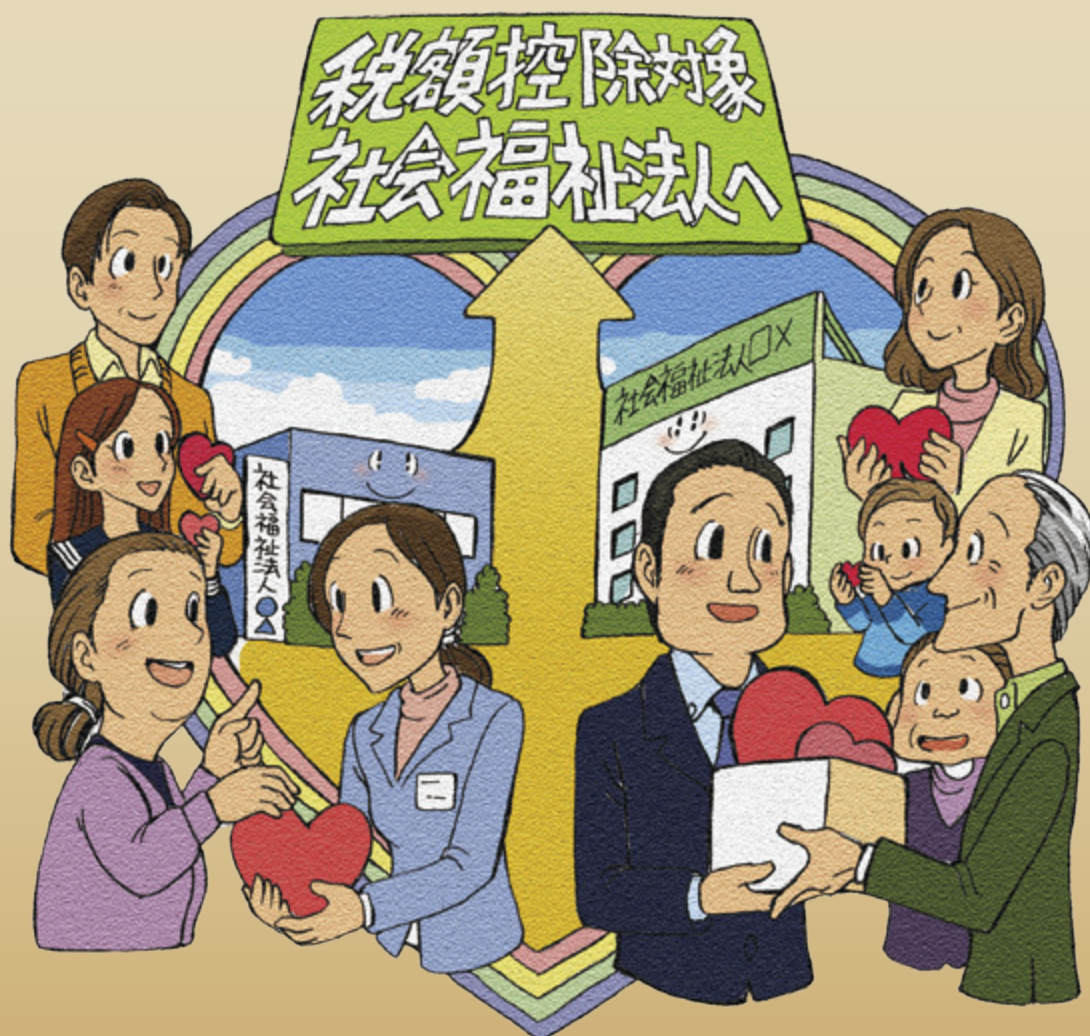


社会福祉法人、社会福祉協議会の経営者、役職員の皆様

# 社会福祉法人への寄附金の 税額控除制度を活用して ください



社会福祉法人への寄附金（平成23年分～）について、  
税額控除制度が導入されました。

社会福祉法人の公益性や存在意義を地域の人々や社会に  
アピールしていくために、税額控除対象法人になることが  
求められています。

# 1 税額控除とは？

## ① 寄附者に対する税制優遇です

税額控除とは、所得税額から一定の金額を控除する制度です。社会福祉法人には従来から寄附金の所得控除制度があります（今後も継続）。これに加えて、平成23年度の税制改正によって税額控除と所得控除のいずれかを寄附者が選択できるようになりました。

## ② 個人による小口寄附を促進する効果

税額控除制度は、所得税率の高い高所得者に減税効果が大きい所得控除制度と比べ、個人による小口寄附を促進する効果があります。

減税効果が高まる結果、これまで以上に多くの寄附金を支出される寄附者や、新たな寄附者が増えることにより、社会福祉法人の寄附金収入が拡大することが見込まれます。

## ③ 税額控除対象法人になる意味 ～導入の遅れは消極的イメージにつながります～

税額控除対象法人になることは、当該法人への寄附者の善意に応えるとともに、多くの人々に支持される組織であることを社会に示し、公益性をより強く裏付けるものとなります。さらに、こうした取り組みを通じて、広く国民に寄附文化が醸成され、草の根の寄附が促進されることにつながります。

逆に本制度の導入が遅れることで、例えば地域のNPO法人等と比較され、公益性のアピールが消極的と認識される恐れも生じます。

## ④ より幅広い人々に支えられる公益的な活動を

これからの社会福祉法人は、法律に規定された社会福祉事業を実施するというだけでは社会の期待に応えることはできません。新たな福祉課題・生活課題に向きあい、地域の人々の参加や協力を得ながら制度外の事業を積極的にすすめていくという活動形態が求められています。その財源として、地域社会からの寄附金等も活用し、実践することが必要です。税額控除制度は、こうした社会福祉法人のめざす方向性を後押しするものと言えます。

